令和6年4月12日 企画調整課

令和6年度ひたちなか市まちの魅力発信(シティプロモーション)事業 屋外プロモーションデザイン作成業務委託の質問に対する回答について

質問1 成果品として納品するものはデザインデータ(掲示サイズ含む)のみか。紙・パネル・フィルムなどへの出力は仕様書「4.(6)掲示に関する調整」に記載されている「設置に関する業務を受託する事業者」が行うという認識で正しいか。

回答1 お見込みのとおりです。 ただし、納品前にデザインデータの打合せ等のため、A3サイズ等での印刷を依頼することがあります。

<u>質問2</u> デザインは設置場所ごとに変えてよいか。また、奥行きのあるものでもよいか。 回答2 設置場所ごとにデザインを変えることは差し支えありません。奥行きがあるもの については提案不可となります。

質問3 デザイン案は何案まで提出可能か。

回答3 実施要項12(2)③のとおり「1参加者につき1提案に限るものとする。」としています。例えば、質問2にあるようにデザイン案を設置場所によって変える場合においても、勝田駅はパターン1、佐和駅はパターン2、那珂湊駅はパターン3というように全体として1案を提案してください。

**<u>質問4</u>** デザインに写真は必須か。 回答4 写真は必須ではありません。

<u>質問5</u> 著作権ありの写真・イラスト素材、新たに撮影した写真などの使用は可能か。

回答 5 著作権があるものに関しても使用は差し支えありませんが、プロポーザルの時点で使用が可能なことを確認したうえでご提案をお願いします。受託者が新たに撮影した写真等を使用することは差し支えありません。

<u>質問6</u> パンフレット PDF が掲載されているリンク等があれば提示してほしい。また, SNS や note の写真の利用も可能か。

回答 6 観光パンフレットのほか、市の発行物や SNS・note であればプロポーザルにおいて提案が可能となりますので、プロポーザル参加事業者が Web 等から確認をお願いします。なお、著作権等によりいただいた提案の画像が使用ができない可能性もあるため、受託候補者と個別に調整させていただきます。

- 質問7 掲示期間は令和6年~令和7年3月とのことだが、特に打ち出したい季節はあるか。
- 回答7 プロポーザルにおいて、打ち出す季節をご提案いただくことも可能ですし、季節 を打ち出さず通年対応するデザインをご提案することも可能です。
- 質問8 「ひとが咲くまち。ひたちなか」というコピーをメインにするのではなく、今回 用のキャッチコピーを別途考案するという理解でよいか。
- 回答8 プロポーザルで自由にご提案ください。
- <u>質問9</u> 屋外プロモーションとのことなので、雨天にも対応できる素材や囲いまで考慮する必要があるのか。
- 回答 9 設置物は看板を予定していますので、雨天等の考慮は不要です。